

介護保険システム等標準化検討会（第1回）

令和5年5月25日 【資料2】

介護保険システム等標準化検討会 （第1回）

令和5年度に検討を要する主な論点 （事務局案）

令和5年5月25日

事務局提出資料

1. 標準仕様書の改定に関する基本的な考え方

- 制度改正以外の見直しは、令和7年度末までは原則行わないこととなっているが、デジタル庁との協議により真に必要なものは見直しする。

標準仕様書の改定に関する基本的な考え方①

地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する関係府省会議（第2回）
資料（令和4年9月30日）

- 標準仕様書の改定に当たっては、地方自治体及びベンダーの予見可能性を高め、標準化対象事務のシステム全体として、安定的に開発、調達及び運用を行っていく必要があることから、改定の時期等について、以下のとおり、基本的な考え方を整理することとしてはどうか。
- また、標準仕様への適合性確認や、標準準拠システムの開発等に時間を要することから、そもそも、制度改正の検討を開始する際に、制度改正の適用時期等についてデジタル庁に情報共有するよう努めるなど、地方自治体における標準準拠システムの現実的な利用開始時期を念頭に置いた対応を行うべきではないか。

<基本的な考え方（案）>

① 制度改正を契機として見直しを行う場合は、原則として見直しの適用の1年前までに見直し内容を反映した仕様書を公表する。ただし、制度改正が毎年行われる事務等については、別途の反映方法により行うこととし、デジタル庁と制度所管府省とで調整する。

制度改正対応の考え方

② 機能要件について、制度改正以外の事情を契機として見直しを行う場合は、原則として年1回の特定の期日までに仕様書への反映を行ったものについて、その1年後以降に適用する。ただし、移行支援期間（2025年度まで）においては、統一・標準化の取組を優先するため、原則として当該見直しは行わず、真に必要なものについてデジタル庁と協議の上、見直しを行う。

制度改正以外の対応の考え方

③ データ要件・連携要件については、機能要件の見直しを契機として行う。

④ 上記の見直しに伴う関係者の調整を円滑に行うため、見直し内容の仕様書への反映の基準日を年に数回設ける。
（例 前期分：8月31日、後期分：1月31日）

⑤ なお、標準準拠システムの開発過程等で生じるベンダー等からの標準仕様書の解釈の確認や疑義等への対応については、開発のボトルネックとなることのないよう、標準仕様書の改定プロセスを待つことなく、デジタル庁が別途定める方法により、随時対応することとし、ベンダー等との認識共有を図る。

標準仕様書の誤記訂正や補記等は改定せずに別途の方法により対応

2. 令和5年度に検討を要する主な論点(制度改正を契機とする見直し)①

○ 現時点における主な検討論点(制度改正を契機とする見直し)は以下のとおりである。

| No | 検討の論点(制度改正を契機) | 改定の時期 |
|----|--|--------|
| 1 | 第9期介護保険制度見直しや介護報酬改定の対応 ※ 介護保険部会や給付費分科会等の検討等を踏まえ、令和5年度下期に検討を予定 | 令和6年3月 |

介護保険制度の見直しに関する意見(概要)① (令和4年12月20日 社会保障審議会介護保険部会)

- 全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築に向けて、質の高い医療・介護を効率的に提供するための基盤整備が必要。
- 次期計画期間中に2025年を迎えるが、今後、85歳以上人口の割合が上昇し、サービス需要や給付費は増加する一方、生産年齢人口は急減。地域ニーズに対応したサービス等基盤の整備や、人材確保、保険制度の持続可能性の確保に向けた早急な対応が必要。
- 社会環境の変化の中でも、高齢者の自己決定に基づき、必要なサービスを受けられ、希望する所で安心して生活できる社会を実現する必要。

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1. 生活を支える介護サービス等の基盤の整備

- 地域の実情に応じた介護サービスの基盤整備**
 - ・長期的な介護ニーズの見直しや必要な介護職員数を踏まえ計画を策定。その際、既存施設・事業所の今後のあり方も含め検討
- 在宅サービスの基盤整備**
 - ・複数の在宅サービス(訪問や通所など)を組み合わせて提供する複合型サービスの類型の新設を検討
 - ・看護小規模多機能型居宅介護のサービスの明確化など、看護小規模多機能型居宅介護等の更なる普及方策について検討
- ケアマネジメントの質の向上**
 - ・質の向上・人材確保の観点から第9期を通じて包括的な方策を検討
 - ・適切なケアマネジメント手法の更なる普及・定着
 - ・ケアプラン情報の利活用を通じた質の向上
 - ・質の高い主任ケアマネジャーを養成する環境の整備、業務効率化等の取組も含めた働く環境の改善
- 医療・介護連携等**
 - ・医療計画と介護保険事業(支援)計画との整合性の確保
 - ・地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
 - ・かかりつけ医機能の検討状況を踏まえ、必要な対応
- 施設サービス等の基盤整備**
 - ・特養における特例入所の運用実態を把握の上、改めて、その趣旨の明確化を図るなど、地域の実情を踏まえ適切に運用
- 住まいと生活の一体的支援**
 - ・モデル事業の結果等を踏まえ、住宅分野や福祉分野等の施策との連携や役割分担のあり方も含め引き続き検討
- 介護情報利活用の推進**
 - ・自治体・利用者・介護事業者・医療機関等が、介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を整備するため、介護情報等の収集・提供等に係る事業を地域支援事業に位置づける方向で、自治体等の関係者の意見も十分に踏まえながら検討
- 科学的介護の推進**
 - ・LIFEのフィードバックの改善や収集項目の精査を検討

2. 様々な生活上の困難を支え合う地域共生社会の実現

- 総合事業の多様なサービスの在り方**
 - ・実施状況・効果等について検証を実施
 - ・第9期を通じて充実化のための包括的な方策を検討。その際、地域の受け皿整備のため、生活支援体制整備事業を一層促進。また、多様なサービスをケアプラン作成時に適切に選択できる仕組みの検討
- 通いの場、一般介護予防事業**
 - ・多様な機能を有する場として発展させるため、各地域の状況や課題毎に活用・参照しやすいよう情報提供。専門職の関与を推進
- 認知症施策の推進**
 - ・認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- 地域包括支援センターの体制整備等**
 - ・家族介護者支援等の充実に向け、センターの総合相談支援機能の活用、センター以外の各種取組との連携
 - ・センターの業務負担軽減のため、
 - 介護予防支援の指定対象を居宅介護支援事業所に拡大
 - 総合相談支援業務におけるランチ等の活用推進。市町村からの業務の部分委託を可能とする等の見直し
 - 3職種配置は原則としつつ、職員配置の柔軟化

3. 保険者機能の強化

- 保険者機能強化推進交付金等**
 - ・評価指標の見直し・縮減とアウトカムに関する指標の充実
- 給付適正化・地域差分析**
 - ・給付適正化主要5事業の取組の重点化・内容の充実・見える化
- 要介護認定**
 - ・より多くの保険者が審査の簡素化に取り組むよう、簡素化事例の収集・周知。今後、ICTやAIの活用に向けて検討
 - ・コロナの感染状況を踏まえ、ICTを活用して認定審査会を実施できるとする取扱いについて、コロナの感染状況を問わず継続

左記の内容(全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による改正内容を含む。)などについて、第9期計画期間に向けて、必要な見直しを行う。

【出典】 令和4年12月20日 社会保障審議会介護保険部会意見 意見書概要

2. 令和5年度に検討を要する主な論点(制度改正を契機とする見直し)②

○ 現時点における主な検討論点(制度改正を契機とする見直し)は以下のとおりである。

| No | 検討の論点(制度改正を契機) | 改定の時期 |
|----|--|--------|
| 1 | 第9期介護保険制度見直しや介護報酬改定の対応 ※ 介護保険部会や給付費分科会等の検討等を踏まえ、令和5年度下期に検討を予定 | 令和6年3月 |

介護保険制度の見直しに関する意見(概要)② (令和4年12月20日 社会保障審議会介護保険部会)

II 介護現場の生産性向上の推進、制度の持続可能性の確保

1. 介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進

(1) 総合的な介護人材確保対策

- ・処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、介護職の魅力向上、外国人材の受入れ環境整備など総合的に実施
- ・介護福祉士のキャリアアップや処遇につながる仕組みの検討
- ・外国人介護人材の介護福祉士資格取得支援等の推進

(2) 生産性の向上により、負担が軽減され働きやすい介護現場の実現 ○地域における生産性向上の推進体制の整備

- ・生産性向上等につながる取組を行う介護事業者へ認証を付与する取組により、優良事例を横展開
- ・都道府県主導のもと、様々な支援・施策を一括して取り扱い、適切な支援につながるワンストップ窓口の設置など総合的な事業者支援
- ・地方公共団体の役割を法令上明確化

○施設や在宅におけるテクノロジー(介護ロボット・ICT等)の活用

- ・相談窓口を通じた体験展示、研修会、個別相談対応等の推進
- ・施設における介護ロボットのパッケージ導入モデル等の活用推進
- ・在宅におけるテクノロジー活用に向けた課題等に係る調査研究

○介護現場のタスクシェア・タスクシフティング

- ・いわゆる介護助手について、業務の切り分け、制度上の位置付け等の検討。人材の確保については、特定の年齢層に限らず柔軟に対応

○経営の大規模化・協働化等

- ・社会福祉連携推進法人の活用促進も含め、好事例の更なる横展開
- ・「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」も踏まえ、各サービスにおける管理者等の常駐等について、必要な検討

○文書負担の軽減

- ・標準様式や「電子申請・届出システム」の基本原則化について所要の法令上の措置を遅滞なく実施

○財務状況等の見える化

- ・介護サービス事業所の経営情報を詳細に把握・分析できるよう、事業者が都道府県知事に届け出る経営情報について、厚生労働大臣がデータベースを整備し公表
- ・介護サービス情報公表制度について、事業者の財務状況を公表。併せて、一人当たりの賃金等についても公表の対象への追加を検討

2. 給付と負担

(1) 高齢者の負担能力に応じた負担の見直し

○1号保険料負担の在り方

- ・国の定める標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等について検討を行い、具体的な段階数、乗率、公費と保険料多段階化の役割分担等について、次期計画に向けた保険者の準備期間等を確保するため、早急に結論を得る

○「現役並み所得」、「一定以上所得」の判断基準

- ・利用者負担が2割となる「一定以上所得」の判断基準の見直しについて、後期高齢者医療制度との関係や介護サービスは長期間利用されること等を踏まえつつ、高齢者が必要なサービスを受けられるよう、高齢者の生活実態や生活への影響等も把握しながら検討を行い、次期計画に向けて結論を得る

○補足給付に関する給付の在り方

- ・給付の実態やマイナンバー制度を取り巻く状況なども踏まえつつ引き続き検討

(※) 次期計画に向けて結論を得るとされた事項については、遅くとも来年夏までに結論を得るべく引き続き議論

(2) 制度間の公平性や均衡等を踏まえた給付内容の見直し

○多床室の室料負担

- ・老健施設及び介護医療院について、在宅との負担の公平性、各施設の機能や利用実態等を踏まえつつ、介護給付費分科会において介護報酬の設定等も含めた検討を行い、次期計画に向けて結論を得る

○ケアマネジメントに関する給付の在り方

- ・利用者やケアマネジメントに与える影響、他サービスとの均衡等を踏まえ包括的に検討し、第10期計画期間の開始までに結論を得る

○軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方

- ・現在の総合事業に関する評価・分析等を踏まえ包括的に検討し、第10期計画期間の開始までに結論を得る

(3) 被保険者範囲・受給者範囲

- ・第2号被保険者の対象年齢を引き下げることについて、介護保険を取り巻く状況の変化も踏まえつつ、引き続き検討

【出典】 令和4年12月20日 社会保障審議会介護保険部会意見 意見書概要

3. 令和5年度に検討を要する主な論点(制度改正以外を契機とする見直し)

○ 現時点における主な検討論点(制度改正以外を契機とする見直し)は、以下のとおりである。

※ デジタル庁からの依頼によるもの又はデジタル庁との調整を踏まえて対応するものとなる

| No | 検討の論点(制度改正以外を契機) | 補足説明 | 改定の時期 |
|----|--|--|------------|
| 1 | 横並び調整方針の令和5年5月改定予定に伴う対応 | 標準仕様書改版の際に、機能要件の改版箇所について判別できる資料を公表する内容を「標準仕様書間の横並び調整方針 2. 標準仕様書のファイル形式及びレイアウトに関すること」に追加 | |
| 2 | 令和5年3月30日時点のデータ要件・連携要件の改定において業務横断的に変更した箇所で影響のある部分の整合対応 | <ul style="list-style-type: none"> データ要件・連携要件の改定において変更された箇所は以下のとおり ・業務横断的に統一すべき型・桁等の修正 ・事業者からのご意見より業務横断的に規定を統一すべき内容の反映(市区町コードの既定、口座情報等) ・リクエストキー及びデータ項目(ローマ字)の削除 ・各業務の基本データリストで変更があった内容について他業務影響する部分の反映 ・引っ越しOSSに関する連携要件の追加 ・共通機能との連携規定(住登外者宛名管理・団体内統合宛名・申請管理・統合収納管理・統合滞納管理) ・API連携からファイル連携を主としたことによる共用データリストの削除 | 令和5年8月 |
| 3 | 指定都市要件に関する更なる検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・<u>指定都市要件の「成案」で、第2.1版に反映済の機能(16件)について、指定都市以外の市区町村への適用</u> 「標準仕様の指定都市における課題等検討会」による対応ではあるが、指定都市に限定されない要件も多数見受けられたところ、反映にあたってはWTにおける検討や全国意見照会を行えなかったことから指定都市のみの要件として第2.1版に反映しているため。 ・<u>指定都市要件の「再検討」(145件)について、必要な要件を追加</u> | 令和5年度中(予定) |

4. 過年度の残課題について

○ 過年度の残課題及び対応の考え方は以下のとおりである。

| No | 管理場所 | 検討事項 | 残課題の内容 | 対応の考え方 |
|----|------------------|------------|---|---|
| 1 | 検討課題一覧 | 介護情報基盤等 | 自治体や事業者が情報連携できる仕組みについては、さまざまな施策として介護DXや医療・介護連携が推進されており、その中で介護保険システムとして備えるべき機能がみえてきた際に、標準仕様書への反映可否等を随時検討 | 第9期介護保険制度見直しとも関連する内容であり、残課題の内容のとおり、随時検討する |
| 2 | 検討課題一覧 継続検討一覧 | 事業所情報の一括登録 | 事業所情報については、国保連合会、都道府県より全国標準で定められたインターフェースによる市町村への連携は行われていないため、新たな連携インターフェースの追加も含めて引き続き検討 | 国保連インターフェース等の統一的な規定がされるのであれば、対応 |